

南知多町選挙管理委員会告示第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項、第11項の規定に基づき各種の直接請求をする場合の署名を必要とする選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和 7年 6月 2日

南知多町選挙管理委員会

委員長 石 堂 和 重

- 1 町の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃を町長に請求するために必要な数（請求するための最小限度の数。以下同じ。）

267 人

- 2 町の事務並びに町長及び教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく町の委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関し、町の監査委員に監査を請求するために必要な数

267 人

- 3 町の議会の解散を町の選挙管理委員会に請求するために必要な数

4,446 人

- 4 町の議会の議員の解職を町の選挙管理委員会に請求するために必要な数

4,446 人

- 5 町長の解職を町の選挙管理委員会に請求するために必要な数

4,446 人

- 6 副町長、選挙管理委員会の委員又は監査委員の解職を町長に請求するために必要な数

4,446 人

- 7 町教育委員会の委員の解職を町長に請求するために必要な数

4,446 人

- 8 市町村の合併協議会の設置を町長に請求するために必要な数

267 人

- 9 市町村の合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求をするために必要な数

2,223 人